

論壇

貸倒損失と消滅時効

1. はじめに

貸倒損失において債権放棄が議論されることはよくあるが、消滅時効は行政通達に言及がないこともあり

2. 時効制度について

まず、消滅時効について整理する。時効制度には、「消滅時効」と「取得時効」が存在する。

消滅時効とは、一定期間の経過により、権利が消滅する制度であり、取得時効は、一定期間の経過により、継続した事実状態により、継続した事実状態に権利を付与する制度である。

3. 消滅時効の中断

債権を一定期間行使しないと、時効消滅してしまうが、一定期間内に権利行使すると、進行していた時効期間が振り出しに戻る。

中断という言葉からすると、期間進行が一旦止まり、中断事由消滅後に改めて残余期間が進行するよう

求は、中断事由としての「請求」ではないので注意が必要である（民法149条から151条）。

この点、請求書を繰り返して送付することで時効の完成を阻止できるとの勘違いをよく聞か、当該請求は「催告（民法153条）」の意味しかなく、時効を中断

4. 短期消滅時効

民法における消滅時効の期間は10年であるが、それよりも時効期間が短い債権も多数存在する。

時効は、民法改正により廃止され、5年に統一される予定である。もともと、改正民法の施行はまだ先の話であり、短期消滅時効はまだ重要であることか

5. 貸倒損失に関する裁判例の検討

貸倒損失につき、法人は損金計上することができ（法人税法22条3項3号）、個人は事業所得等における必要経費に算入することができる（所得税法55条2項）。

もともと、いかなる場合に当該債権が貸倒損失と評価できるのか、法文が詳細を規定していないことから

することはできない。改正民法において、「時効の中断、停止」を、時効の完成猶予、更新」という制度に変更される予定である。もともと、平成27年2月に改正民法法案が国会提出されたものの、未だ審議されておらず、改正民法成立の目処は立っていない。

回収が事実上不可能な場合の「事実上の貸倒損失」に大別できる。消滅時効による貸倒損失は、債権が消滅するので、法律上の原因による貸倒損失といえる。

6. 貸倒損失における消滅時効の評価

ここからは私見となるが、全ての消滅時効債権を貸倒損失として損金計上する必要があると考える。貸倒損失を主張されるに至った時効を主張されるに至った経緯、債権回収を行使しなかつたり、時効中断措置を取らなかつた事情など、債権者側の事情がより重視されるべきと考える。

3年 医師等の債権（民法170条1号）、工事の請負債権（民法170条2号）、不法行為に基づく損害賠償請求権（民法724条）
2年 売掛債権（民法173条1項）、労働者の賃金債権（労働基準法115条）
1年 運送賃債権（民法174条3号）、旅館、飲食店等の債権（民法174条4号）、動産損料（レンタカー、レンタルビデオ）の債権（民法174条5号）

7. まとめ

債権回収は、多大なコスト（労力、時間、費用）がかかる一方、債務者の無資力など様々な理由で回収が成功しないことも多い。さらには、時効を中断しようとしても、債務者が債権を承認しない限り、訴訟提起を余儀なくされ、多大なコストが必要となる。そこで、債権

不明確であり、課税庁に貸倒損失としての処理を否認されることもよくある。貸倒損失の類型としては、法律上の原因（会社更生法、民事再生法、債権放棄など）により債権が消滅する「法律上の貸倒損失」と、債権自体は存在するが、債務者が無資力であり



馬淵 泰至 【麻布】

底再起の見通しがなく、事業を閉鎖あるいは廃止して休業するに至ったとか、会社更生などの手続を採ってみたが債権の支払を受けられなかったなど、債権の回収ができないことが客観的に確認できる場合であってはじめて回収不能と判定すべきである。」と判示している。

つまり、全ての債権放棄を貸倒損失として損金計上できるとすると、利益操作により不当に課税を免れることが可能になり、課税の公平も図れなくなるので、債権放棄の事情として、回収不可能性が客観的に明確であることを厳格に要求しているのである。

さらに、平成16年12月14日最高裁判決は、債権放棄の事案につき、回収不可能性の判断につき、法人の各事業年度の所得金額の計算において、金銭債権の貸倒損失を法人税法22条3項3号にいう「当該事業年度の損失の額」として当該事業年度の損金の額に算入する必要があると解される。その金額が回収不能であることと要すると解される。そして、その金額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならぬが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回

回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。」として、債務者側の事情のみならず債権者側の事情も考慮すべきと判示した。なお、所得税の事案においても、裁判所は、債権放棄を貸倒損失として必要経費に計上する場合の要件として、回収不可能性を要求している（東京高裁平成元年9月27日判決、名古屋高裁平成4年10月21日判決など）。

7. まとめ

債権回収は、多大なコスト（労力、時間、費用）がかかる一方、債務者の無資力など様々な理由で回収が成功しないことも多い。さらには、時効を中断しようとしても、債務者が債権を承認しない限り、訴訟提起を余儀なくされ、多大なコストが必要となる。そこで、債権

回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。」として、債務者側の事情のみならず債権者側の事情も考慮すべきと判示した。なお、所得税の事案においても、裁判所は、債権放棄を貸倒損失として必要経費に計上する場合の要件として、回収不可能性を要求している（東京高裁平成元年9月27日判決、名古屋高裁平成4年10月21日判決など）。